



長野県報

1月31日(月)
平成23年
(2011年)
第2237号

目 次

規 則

資金積立基金条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（農村振興課） 1

告 示

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課） 1

政治資金規正法事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会） 2

長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会） 3

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（3件）（生活文化課NPO活動推進室） 3

県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課） 4

開発行為に関する工事の完了（2件）（建築指導課） 4

一般競争入札（環境政策課） 4

一般競争入札（高校教育課） 5

正誤（2件）（森林づくり推進課） 6

規 則

資金積立基金条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布します。

平成23年1月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第1号

資金積立基金条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

資金積立基金条例の一部を改正する条例（平成22年長野県条例第34号）の施行期日は、平成23年2月1日とする。

農村振興課

告 示

長野県佐久建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年2月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般的縦覧に供します。

平成23年1月31日

長野県佐久建設事務所長 戸田明宏

1 路線名 141号

2 供用を開始する区間

南佐久郡佐久穂町大字宿岩39番の1地先から

南佐久郡佐久穂町大字宿岩388番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成23年2月1日

道路管理課

選告示第7号

政治資金規正法事務取扱規程（昭和51年選告示第5号）の一部を次のように改正します。

平成23年1月31日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

第1条中「交付」の次に「、国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示」を加える。

第7条第1項中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第7条 法第19条の16第1項の規定により、国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示を請求しようとする者は、少額領収書等の写しの開示請求書（様式第5号）を県委員会に提出しなければならない。

様式第5号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号の次に次の様式を加える。

(様式第5号) (第7条関係)

少額領収書等の写しの開示請求書

年 月 日

長野県選挙管理委員会委員長 殿

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

政治資金規正法第19条の16第1項の規定により、次のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

区分	国会議員関係政治団体の名称	支出がされた年	支出項目
少額領収書等の写し			
開示請求の理由又は目的			
写しの開示の方法	(該当する□内にレ印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に複写したものの交付 <input type="checkbox"/> フレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付		
備考			

(備考) 1 支出項目欄には、次に掲げる項目のうちから開示を希望する項目を選択して記入すること。

- (1) 光熱水費
- (2) 備品・消耗品費
- (3) 事務所費
- (4) 組織活動費
- (5) 選挙関係費
- (6) 機関紙誌の発行その他の事業費
- (7) 調査研究費
- (8) 寄附・交付金
- (9) その他の経費

2 写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示を求める場合にあつては、その旨を備考欄に記入すること。

選挙管理委員会

選告示第8号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成23年1月31日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「特別養護老人ホーム 高瀬荘 北安曇郡池田町大字池田3210番地5」を
 「住宅型有料老人ホーム あづみの里 安曇野市豊科高家5285-11
 ケアハウス あづみの里 安曇野市豊科高家5285-11 に、
 特別養護老人ホーム 高瀬荘 北安曇郡池田町大字池田3210番地5」
 「介護付有料老人ホーム あたご 長野市三輪10丁目4番18号」を
 「介護付有料老人ホーム あたご 長野市三輪10丁目4番18号 に改める。
 軽費老人ホームA型 豊寿苑 長野市篠ノ井岡田3241番地」

選挙管理委員会

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年1月31日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年1月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人田園

3 代表者の氏名

宮澤豊司

4 主たる事務所の所在地

飯田市鼎名古熊794番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、支援が必要な地域の高齢者、障害者に対して支援事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉ネットワーク木曾

3 代表者の氏名

西田正和

4 主たる事務所の所在地

木曾郡木曾町新開8714番地1

5 定款に記載された目的

この法人は高齢者及び障害者に対して、その日常生活が滞りなく過ごせる様、生活支援する事業等の活動を通して高齢者及び障害者の社会参加及び福祉の増進を図り、社会福祉に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年1月31日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年1月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人モリモリモリーン

3 代表者の氏名

増田年晴

4 主たる事務所の所在地

長野市篠ノ井岡田339番地15

5 定款に記載された目的

この法人は、「人に喜んでもらう、感動してもらう事に限界はない」をスローガンにかけ、これまで生活や娛樂面での魅力を探求、発信を続けてこられた行政や企業、NPO等との協働、代替、連携によって、更に地域の魅力を発信し続けるとともに、社

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年1月31日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年1月21日